

介護保険事業所等での事故発生時の報告等の取り扱い

1 主旨

介護保険事業者及び基準該当事業者（以下、「事業者」という。）は、介護保険事業所及び基準該当事業所において、事故が発生した場合は、利用者の家族と市町村等に報告等を行うことが厚生労働省令で定められている。

本取り扱いは、事業者による高石市への事故の報告が適切になされるよう、報告すべき事故等の範囲、報告の手順、報告事項等を定めるものである。

2 報告すべき事故の対象

報告すべき事故は、事業者が行う介護保険サービス（以下、「サービス」という。）提供中の利用者、入所（入院）者（以下、「利用者等」という。）の事故及びサービス提供に関連する利用者等の事故とする。

3 報告すべき事故の種類

（１）サービス提供中における死亡事故及び負傷等（送迎、通院やレクリエーション等での外出時の事故も含む。）

ア．死亡事故については、事故死の他、自殺を含むものとする。

イ．負傷等については、概ね骨折や出血等により縫合が必要な外傷、またはそれ以上に重篤な事故とする。

（２）震災、風水害及び火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの。

（３）食中毒、感染症及び結核については保健所へ届け出たもののうち、緊急性・重大性の高いもの。

ア．結核、感染症（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症並びに四類感染症）の患者が発生した場合。

イ．その他感染症（食中毒含む。）で、患者が集団発生した場合。

（４）職員（従業員）の法令違反・不祥事等のうち、利用者の処遇に影響があるもの。

（５）その他報告が必要と判断されるもの。

4 報告すべき事故の範囲

（１）事業者側の過失の有無は問わない。（利用者の自己過失による負傷等であっても、上記３に該当する場合は報告する。）

（２）事故の程度については、入院及び医療機関で受診を要したもの（施設内の医療処置を含む。）とするが、それ以外においても家族等との間でトラブルが生じているか、あるいは生じる可能性があるかと判断されるものについては報告する。

- (3) 利用者等が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のある場合（家族等と紛争が生じる可能性のある場合）は報告する。
- (4) その他報告が必要とされる場合。

5 報告の時期・手順

- (1) 事業者は、事故等の発生後、速やかに高石市へ報告を行う。
なお、緊急性・重大性の高い事故については、直ちに電話等により報告を行い、その後文書により報告を行う。
- (2) 事業者は、事故の解決が長期に及ぶ場合は、必要に応じ適宜経過報告を行い、解決した時点で文書により結果等の報告を行う。

6 報告事項等

(1) 報告事項

報告事項は、下記のとおりとする。

- ①事故状況：事故状況の程度等
- ②事業所の概要：法人名、事業所（施設）名、事業者番号、サービスの種別、所在地等
- ③対象者：氏名、年齢、性別、サービス提供開始日、住所、身体状況等
- ④事故の概要：発生日時、発生場所、事故の種別、発生時状況、事故内容の詳細等
- ⑤事故発生時の対応：発生時の対応、受診方法、受診先（医療機関名・連絡先）、診断名、診断内容、検査処置等の概要等
- ⑥事故発生後の状況：利用者の状況、家族等への報告、連絡した関係機関、追加対応予定等
- ⑦事故の原因分析：事故等が発生した要因分析等
- ⑧再発防止策：再発防止のための改善策等
- ⑨その他：特記すべき事項

(2) 報告様式

「事故報告書（事業者→高石市）」により報告するものとする。ただし、上記（１）に掲げる報告事項が記載されていれば、事業者独自の様式で報告して差し支えないものとする。

7 その他事業者の対応

事業者は、事故発生時に適切な対応を行うための事故対応マニュアルを整備し、職員（従業員）に周知徹底する。

事業者は、発生した事故について原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じ

るとともに、確認等を求められた場合は、再度報告を行う等、市の指示に従う。

8 報告先

報告先は次のとおりとする。

- (1) 利用者が高石市の被保険者の場合 高石市介護保険課
- (2) 利用者が高石市以外の被保険者の場合 被保険者が属する市町村の事故報告担当課及び高石市介護保険課